

議案第十四号

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十六年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例

杉並区職員定数条例（昭和二十九年杉並区条例第一号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項中「三五三六人」を「三四六一人」に、「一八人」を「一七人」に、「七九三人」を「七五八人」に、「三一人」を「三人」に、「八二四人」を「七八八人」に、「四四七人」を「四二九五」に改め、同条第三項第八号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（提案理由）

職員の定数を改める等の必要がある。

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(職員の定数)	(職員の定数)
<p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p>
<p>一 区長の事務部局の職員（福祉事務所の職員を含む。）</p>	<p>一 区長の事務部局の職員（福祉事務所の職員を含む。）</p>
<p>二 議会の事務部局の職員</p>	<p>二 議会の事務部局の職員</p>
<p>三 教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管する学校及び幼稚園の職員</p>	<p>三 教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管する学校及び幼稚園の職員</p>
<p>イ 教育委員会の事務部局並びに学校及び幼稚園の事務部局の職員</p>	<p>イ 教育委員会の事務部局並びに学校及び幼稚園の事務部局の職員</p>
<p>ロ 幼稚園教育職員</p>	<p>ロ 幼稚園教育職員</p>
<p>計 七八八人</p>	<p>計 八二四人</p>
<p>四〇六略</p>	<p>四〇六略</p>
<p>合計 四二九五</p>	<p>合計 四四七</p>

2 略

3 次に掲げる職員の定数は、これを定数外とする。

一 七 略

八 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をしている者

4 略

2 略

3 次に掲げる職員の定数は、これを定数外とする。

一 七 略

八 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条の五第一項の規定により大学院修学休業をしている者

4 略